

## 10年以内に二度の相続があった場合の税額控除

父親を亡くした兄弟が、相続税について話し合いをしています。どうやら弟は遺産の分割よりも、納税についての心配をしているようです。

**弟：**3年前にお祖母さんが亡くなったときは相続税がいっぱいかかってしまって大変だったけど、今回もちゃんと納税が出来るか不安だなあ。

**兄：**そういやお祖母さんのときは、納税資金を工面するのに苦労したっけ。

**弟：**そうそう。それに今回の相続人は僕ら二人だけだから、配偶者控除や未成年控除なんかの控除も受けられないし、大丈夫かなあ？

ところで、兄さんは随分と落ち着いているように見えるけど、納税についての不安はないの？

**兄：**「相次相続控除」という制度は知っているかい？今回はこれが使えるから、納税はある程度は大丈夫だと思っているよ。

**弟：**そうじそうぞくこうじょ？聞いたことないなあ。どんな制度なの？

**兄：**簡単に言うと、10年以内に立て続けに相続があった場合には、2度目の相続（第2次相続）では相続税を軽減してくれる制度だよ。

**弟：**へえ、そんな制度があるんだ。なぜそんな制度が認められているの？

**兄：**考えてみなよ。3年前にお祖母さんの財産を父さんが相続したときに、たくさんの相続税を納めたよね。これを第1次相続というんだけど、今回の第2次相続では、父さんがお祖母さんから相続した財産に対して再び相続税が課されてしまう。そうすると、短い期間で同じ財産に二度相続税がかかってしまうことになるよね。それでは税負担が大変だから、こういった軽減制度が認められているんだ。

**弟：**それなら今回の納税も大丈夫そうだね。親戚のお姉さんも納税の心配をしていたから、早速教えてあげよう！

**兄：**ダメダメ！親戚のお姉さんにはこの規定は適用できないんだ。

**弟：**えっ？そうなの？！

**兄：**この規定を適用するにはいくつかの要件があ

るんだけど、その中の一つに、相続により財産を取得していないとダメという要件があつてね。父さんの遺言書によれば、親戚のお姉さんも財産を取得することになっているけど、それは「相続による取得」には該当しないんだ。今回の相続による取得は僕ら兄弟の二人だけ。それ以外の人にはこの規定は適用できないんだよ。

**弟：**そうなんだ。危うくぬか喜びをさせてしまうところだった。

ところで、今いくつかの要件があるって言ったけど、他にはどんな要件があるの？

**兄：**他には相続の放棄をした人もダメ。たとえば僕が相続については放棄をしたけど、遺贈による取得はしたという場合。こんな場合も、相続による取得ではないから適用できない。

あとは根本的な話として、被相続人が第1次相続において、相続により財産を取得していない場合も適用できない。つまり、お祖母さんが亡くなったときに、父さんが相続の放棄をしていた場合なんかも適用できないんだ。この場合は、僕たち兄弟の両方とも（第2次相続での相続人の全員）が適用できないことになるから、真っ先にこれを確認しないとイケないね。

**弟：**なるほど。この要件なら僕たち兄弟には適用ができそうだね。どれくらい減額できるのか税理士さんに相談してみようよ！

（文責： 村川博紀）

